改正

昭和39年3月23日条例第20号 昭和42年9月25日条例第28号 昭和43年3月25日条例第14号 昭和44年6月20日条例第22号 昭和45年3月20日条例第5号 昭和50年3月24日条例第9号 昭和52年3月28日条例第3号 昭和55年3月15日条例第8号 昭和63年3月22日条例第7号 平成元年3月29日条例第3号 平成4年3月17日条例第11号 平成25年3月29日条例第12号

幌加内町奨学資金条例

(目的)

第1条 この条例は、幌加内町に在住する者の子弟又は在住する学徒で経済的理由により 修学困難な者に対して学資を貸与又は支給し、育英の目的を達成すると共に併せて町勢 発展に寄与し得る有為な人材の養成に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 奨学資金は、高等学校・大学に入学又は在学する者及び技術者養成機関又は特定 の学芸技能を習得する機関に入学又は在学する者で品行方正学術優秀志操堅実身体強健 であって、かつ、学資の支弁困難な者に対して貸与又は支給する。

(奨学資金の額)

- 第3条 奨学資金は次の各号によるものとし、毎年予算の範囲内で定める。
  - (1) 高等学校に入学又は在学する者 月額 15,000円 (幌加内高等学校については1 万円以内) 以内
  - (2) 大学に入学又は在学する者 月額 3万円以内
  - (3) 医師を養成する大学に入学又は在学する者 月額 12万円以内

- (4) 技術者養成機関又は特定の学芸技能を習得する機関に入学又は在学する者 月額 3万円以内
- 2 前項各号に規定する入学支度金 12月分以内 (奨学資金の貸与又は支給期間)
- 第4条 奨学資金の貸与又は支給期間は、当該学校及び技術者養成機関並びに特定の学芸技能を習得する機関(以下「学校等」という。)の正規の修業期間とする。ただし、前条第2項は入学時に限る。

(願書の提出)

- 第5条 奨学資金の貸与又は支給を受けようとする者は、奨学資金貸与(支給)願(第1 号様式)に出身学校又は現に在学する学校等の学業成績証明書及び履歴書並びに身体検 査書を添え学校等の長又は勤務する団体の首長を経て教育委員会に提出しなければなら ない。
- 2 前項の支給願を受けた学校等の長又は首長はこれに副申書を添えて教育委員会に進達するものとする。

(審議会の設置)

- 第6条 教育委員会は奨学資金審議会(以下「審議会」という。)に諮って奨学生の決定 等必要な事項を決定する。
- 2 審議会は町長と教育委員会が協議して選任する7人の委員をもって組織する。
- 3 委員には条例の定めるところにより会議に出席した費用を弁償する。 (奨学生の決定)
- 第7条 奨学生の決定を受けた者は直ちに学校等の長の発行した入学又は在学証明書及び 連帯責任者保証人連署の誓約書(第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 連帯責任者は親権者又は後見人若しくは兄姉又はこれに代る者でなければならない。
- 3 保証人は2名とし、いずれも独立の生計を営む者でなければならない。 (奨学生の義務)
- 第8条 奨学生には卒業又は修了後町内において町が指定する職種により就職する義務を 負わせることができる。その期間は特に理由のない限り、奨学資金の支給を受けた期間 に相当する期間とする。

(奨学資金の返環)

第9条 奨学生は卒業又は修了後貸与を受けた奨学資金の全額を返還しなければならない。

ただし、特別の理由があるときは審議会に諮って一部又は全部の返還を免除することができる。

(受給期間中の書類の提示)

第10条 奨学生は、学年末に在学する学校等の長の発行する学業成績証明書を卒業又は修 了したときは、卒業又は修了証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(異動届)

第11条 奨学生は自己又は連帯責任者あるいは保証人の身上に異動が生じたときは、その 都度直ちに届出なければならない。

(奨学資金の貸与支給)

第12条 奨学資金は希望により毎月本人又はその家族に貸与又は支給する。ただし、特別 の事情あるときは数月分を合せて貸与又は支給することができる。

(貸与支給の休止)

第13条 奨学生が休学したときは、その期間奨学資金の貸与又は支給を休止する。

(貸与支給の停止)

- **第14条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは奨学資金を減額し、 又はその貸与支給を停止又は廃止することができる。
  - (1) 奨学資金の全部又は一部を必要としない事由が生じたとき。
  - (2) 傷痍疾病のため成業の見込がないとき。
  - (3) 学業成績又は操行が不良となったとき。
  - (4) 学生生徒の本分に違背する行為があると認めたとき。
  - (5) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還)

- 第15条 前条の規定により貸与支給を廃止されたときは既に貸与支給した奨学資金の全部 又は一部を教育委員会の指定する方法により返還しなければならない。
- 2 奨学生であった者が第9条及び前項の返還を履行しないときは連帯責任者保証人がその責を負う。

(奨学生の死亡)

- 第16条 奨学生が死亡したときは10月以内に医師の死亡診断書を添え、家族又は連帯責任 者がその旨を届出なければならない。
- 2 前項の場合は、奨学資金の返還を免除する。

(その他)

第17条 本町の奨学制度は第1条の目的達成のため、漸次充実向上させるように努めなければならない。

## 第18条 削除

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。
- 2 幌加内町奨学資金支給条例(昭和28年条例第31号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。ただし、旧条例により現に奨学資金の支給を受けている者はこの条例による奨学生とみなす。

**附** 則(昭和39年3月23日条例第20号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

**附** 則(昭和42年9月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

**附** 則(昭和43年3月25日条例第14号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和44年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

**附 則**(昭和45年3月20日条例第5号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和50年3月24日条例第9号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**(昭和52年3月28日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月15日条例第8号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**附** 則(昭和63年3月22日条例第7号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月17日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附** 則 (平成25年3月29日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。